

令和2年度第2回習志野市障がい者地域共生協議会全体会議事録

1. 開催日時 令和2年11月11日(木)午後1時30分～3時10分

2. 開催場所 習志野市庁舎3階 会議室 AB

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 施設長 松尾 公平

【副会長】 八千代地域生活支援センター 施設長 福田 弘子

【委員】

中核地域生活支援センター まるっと 所長 菊地 謙

障がい福祉課 主幹 荒井 直樹

ひまわり発達相談センター 主任主事 張替 優子

習志野市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 係長 古田 修一

鷺沼・鷺沼台地区 民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 夢田 皓彦

あじさい療育支援センター 主査 中神 茂樹

花の実園 相談支援専門員 畠山 潤

健康支援課 副主査 本山 純子

総合教育センター 指導主事 深作 拓也

千葉県千葉リハビリテーションセンター 福祉局長 景山 朋子

子育て支援課 主事 土屋 真希子

まめの木 管理者 森田 美恵子

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 河村 淑子

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 矢作 聡子

NPO 法人 希望の虹 理事長 豊嶋 美枝子

みんなのいっしょ家 介護支援専門員/介護福祉士/幼稚園教諭 半田 智子

ぶろっさむ 管理者 武井 剛

千葉県立八千代特別支援学校 教諭/就労支援コーディネーター 森 一史

船橋公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 小川 洋

産業振興課 係長 千葉 義則

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム サービス管理責任者 星 真木子
ほしかわクリニックデイケア 精神保健福祉士 米山 馨
習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

【事務局】

健康福祉部障がい福祉課 課長 奥山 昭子
健康福祉部障がい福祉課 係長 吉野 広美
健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里
健康福祉部障がい福祉課 副主査 鈴木 真理子
健康福祉部障がい福祉課 副主査 小森 俊
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 福田 大志
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 伊藤 幹太郎
健康福祉部障がい福祉課 主任主事 柴垣 亜衣
健康福祉部障がい福祉課 主事 眞壁 なつみ

【傍聴者】

1人

4. 議題

- (1)各部会より会議報告及び協議
- (2)協議会設置要綱改正について
- (3)会議録署名人について
- (4)重症心身障がい児者・医療的ケア児者実態調査について【地域生活支援部会】
- (5)習志野市障がい福祉計画及び習志野市障がい児福祉計画について
- (6)地域生活支援拠点について
- (7)「差別解消支援地域協議会」について

5. 会議資料

資料1 席次表

資料2 習志野市障がい者地域共生協議会設置要綱(平成20年告示第67号)新旧
対照表

資料3 習志野市障がい者地域共生協議会 第6期習志野市障がい福祉計画・第2
期習志野市障がい児福祉計画案への意見と市の回答

資料4 第6期習志野市障がい福祉計画、第2期習志野市障がい児福祉計画(案)

資料5 習志野市の地域生活支援拠点等の整備 (案)

資料6 差別解消支援地域協議会について

資料7 差別解消支援地域協議会(案)

資料8 令和2年度 習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール

・「ならたく」12月号(案)

・ライフサポートファイルの取り組み状況について

6. 議事内容

【松尾会長】

本日は1人傍聴者がおり、予め承認し、お入り頂いている。

10月1日付け人事異動により、変更があった事務局職員の紹介

【事務局】

～障がい福祉課長より挨拶、事務局職員の紹介～

(1)各部会より会議報告及び協議

【松尾会長】

各部会より協議状況の報告及び協議事項について報告をお願いします。

はじめに相談支援部会よりお願いします。

【福田副会長】

相談支援部会については、8月6日から毎月部会を開催している。今年度主とする内容は、計画相談事業所の情報交換会を年3回実施すること、及び精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進事業を引き続き、習志野グループとして密を避けるため、広い会場を設定し行う予定にしている。情報交換会はすでに第1回を開催している。計画相談事業所に集ってもらい、今期の活動及び現在の状況報告をした。また、障がい福祉計画について、部会で協議をした。

【松尾会長】

相談支援部会への意見や質問があるか。

～なし～

続いて、地域生活支援部会よりお願いします。

【畠山委員】

地域生活支援部会は今年度始まった部会。昨年度までは、権利擁護部会や児童部

会において、重症心身障がい児者、医療的ケア児者について、協議を行っていたが、内容が多岐に渡る事、また重要性を鑑みて、一つの部会として、重症心身障がい児者、医療的ケア児者について協議するものとし、地域生活支援部会が立ち上がった。8月19日から活動を始めた。部会の中での検討事項としては、三つ。

まず一つ目、重症心身障がい児者の受け入れ先の整備、緊急時に利用できる短期入所先の整備、非常時・災害時における対応の強化。

二つ目に、他市の情報も参考にしつつ、日常生活用具の検討を行う。

三つ目に、平成30年度に千葉リハビリテーションセンターが行った重症心身障がい児者及び医療的ケア児者実態調査に回答していない人への聞き取り方法の検討をしている。現状として、実態調査については千葉県より医療的ケア児等地域支援体制構築支援事業の対象市として、習志野市が決定を受けており、市としてアンケートを実施することになった。これについては、議題にも挙げており、後程説明する。重症心身障がい児者等の学校卒業後を含めた障害福祉サービス事業については、実態調査の内容を精査し検討していく。日常生活用具の追加等についても、調査の結果を踏まえて、検討していく。地域生活支援部会としては、このような活動を行っている。

【松尾会長】

地域生活支援部会への意見や質問があるか。

【内山委員】

医師会等の協議会について、今後開催予定はあるか。

【畠山委員】

現在検討中である。日程は2月10日で考えている。その中で医師に参加していただき、福祉側として困っていること、医師会や病院側で協力していただけることの話をしたい。

【松尾会長】

他にあるか。

～他なし～

次に、児童部会より報告をお願いします。

【松井委員】

児童部会では、保護者支援に関する検討をしている。教育関係者の委員等から保護者の悩みや課題を資料提供してもらい、今年度は二つ検討する予定。

一つは、朝の登校・通学支援。保護者が病気や体調不良の際、兄弟の子育てや仕

事の都合等で送迎ができない場合に学校に行くことができなくなってしまう状況が見受けられ、その状況を解消するための検討を行っている。ただ、市内においては移動支援事業所が少なく、朝の送迎に対応できる事業所がほとんどない。そこで、検討している解決方法として、一つは近年増加傾向にある放課後等デイサービス支援事業所に移動支援事業所として登録してもらい、通っている子どもが送迎で困った際に、朝の送迎に対応してもらうこと。現在、放課後等デイサービス事業所に向けたチラシを作成し、配布する予定である。

もう一つは、現在ファミリーサポートセンターに登録されている方が朝の送迎に対応できないか検討している。今後の事前の予防策にもなるので、これらについて検討していきたい。今後について、もう一点、不登校の方の検討をしていこうと考えている。ライフサポートファイルについて、本日資料を配布している。ライフサポートファイルの進行状況について、現在ひまわり発達相談センターと児童部会で一緒に取り組みを進めている。新型コロナウイルス感染症の影響で、ライフサポートファイル書こう会は規模を縮小して開催されている。現在少しずつ取り組みを始めている。啓発チラシやスターターセットも関連施設に配布している。活用事例や保護者からの声、実際の放課後等デイサービス事業所等の意見も資料に記載している。習志野特別支援学校の全員に向けて配布されており、これからの活用が見込める。皆様においても、積極的に活用を進めてもらえれば幸い。資料について何か意見があれば、いただきたい。各部会において部会長が意見を集約し、児童部会まで伝えてもらうようお願いしたい。

【松尾会長】

一点質問で、ライフサポートファイルのサンプルは、協議会の委員が属している事業所には送付されているか。

【松井委員】

全員の事業所には配布されていない。サンプルについて、市のホームページに掲載している。直接アクセスし、確認いただきたい。

【松尾会長】

家庭に活用してもらうには、各事業所がライフサポートファイルについて理解することと、新規相談を受ける際に、ライフサポートファイルの所持について確認する際に、サンプルを提示できるよう手元にあった方がよいのではないかと思う。ライフサポートファイルを活用する方が来る事業所には、一冊サンプルを配布するよう検討してもよいかと思う。

【松井委員】

検討する。

【松尾会長】

事業所側が積極的に家庭から引き出すような取り組みをしていかないと、活用が広がっていかないとと思うので、是非とも理解いただければと思う。

他に児童部会に対して、意見や質問があればお願いしたい。

～他なし～

次に、就労支援部会より報告をお願いする。

【武井委員】

コロナ禍の影響で、今年度は年度途中の7月から月1回のペースで、これまで4回開催した。主に3つのテーマで部会活動を進めている。

一つが地域や社会への広報・啓発活動として「ならたく」の発行。コロナ禍で8月号の発行を見送り、12月号発行に向けてこれまで準備を進めてきた。12月号は本日の資料で配布したもので、内容については、今年度から就労部会の委員になったアシザワ・ファインテック株式会社で、11月に初めて障がい者を1名雇用するまでの取り組みや経過についての記事である。会社の受け入れ体制をどのように構築したか、また支援機関がどのような支援をしたかを受け入れ側の企業目線で記事にした。裏面はコロナ禍で8月号の発行を見送ったことの挨拶やこの間のハローワークや障がい者支援を行っている施設の様子や就職を目指している方の様子、また特別支援学校がどのような様子でこれまで活動してきたかについて報告している。また、昨年引き続き、子そだてショートあるあるで、きらっといっぽの会から発達に課題がある子どもの子育てにまつわる心温まるエピソードをコラムとして掲載している。

二つ目の取り組みとして、雇用の現場に対するアプローチとして、主に中小企業における障がい者雇用の取り組みをどのように進めたらよいか検討している。令和3年3月に公的機関における障がい者雇用率の改正がある。その点も踏まえ、習志野市内で障がい者雇用がまだ進んでいない中小企業の現場において、どのように障がい者雇用を進めていくか、検討している。ハローワークで、来年の3月に障がい者雇用の義務が発生する市内の企業を洗い出してもらい、その中で、まだ雇用の取り組みが進んでいない企業に対して、現在商工会議所からヒアリング等を行ってもらっているところである。ヒアリングした内容を受けて、今後どのようにしたら、企業の現場で障がい者の雇用や実習等を進めていくことができるか一緒に考えていくという姿勢で考えている。

三つ目の取り組みとして、福祉的就労の現場における就労支援について検討して

いる。昨年度も実施した意見交換会を市内の就労系事業所に呼びかけ、11月20日に実施することにしており、現在10事業所に集まってもらう予定。コロナ禍での事業活動への影響やその中で工夫していること、今後の対策、新しい取り組みについて、お互い意見を出し合い、この危機を乗り越えて、人間らしい働き方ができるよう話し合っていきたい。また、『ならたく』や習志野市障がい者地域共生協議会、行政に対する要望もヒアリングしていきたいと思う。

【松尾会長】

就労支援部会に対して、意見や質問があればお願いしたい。

～なし～

最後に、社会資源開発・改善部会より報告をお願いしたい。

【内山委員】

社会資源開発・改善部会は7月から部会が始まった。

まず、交通安全推進隊については、特別支援学校のバス停近辺に、一時停車の車両があることで、バスの乗降がスムーズにいかないという相談を受けたことがきっかけで、地域の方に見守り、声かけをしてもらい、バス停がわかる活動を始めようということから始まった。交通安全推進隊の設立当初は、一時停車の車両対策の問題解決型のものであったが、地域のボランティアの方が挨拶をして、見守りをしてくれることで、地域にもよい影響があり、問題解決型から安全を推進する啓発型のものへ変わった。4月に入り、特別支援学校から、奏の杜の特別支援学校バス停付近はマラソンや犬の散歩、幼稚園の送迎も重なるとのことで、子どもの乗降の見守りを一人お願いできないか依頼があった。本日、この件で社会福祉課鶴岡係長より谷津地区の民生委員に依頼に行っている。明日、社会福祉課鶴岡係長及び内山委員で日赤の谷津支部へもお願いに行く予定。また現在、地区の方でボランティアをしてもよいと手を挙げている方が一人いる。見守りの方は何人いてもよいと考えている。啓発事業として、まずは習志野市障がい者地域共生協議会の活動を知ってもらうこと、地域の課題を知ってもらうこと、この場に特別支援学校のバス停がある、ということを知ってもらう活動をしていきたい

今年度は主に、障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」に位置付けられる居住サポート事業の内容に深みをかけていきたいと考えている。何らかの事情で一人暮らしが必要になった障がい者や、精神科病院から退院した際に、アパートを確保したい方など、住宅の確保が困難な方がアパート等を借りる際の習志野市の居住サポート事業について検討している。そこで、千葉県安心賃貸支援事業や国土交

通省が行っているセーフティネット法の居住支援協議会について調べている。その他、障がい者支援の事業所と不動産会社では知見が違うので、商工会議所協力のもと不動産会社にアンケートを取り、アパート等を貸す際に困難な事項を研究していきたい。その他、社会福協議会が行っているリバースモーゲージの研究やアパート等を確保する際の課題について、検討している。また、グループホーム等支援ワーカーにも来てもらった。障がいのある人がグループホームを利用する際の空き情報の取得について、どのようにしていくとスムーズか等も重ねて検討していきたい。

【松尾会長】

社会資源開発・改善部会に対して、意見や質問があればお願いしたい。

【福田副会長】

不動産会社へのアンケートについて、UR に対してはアンケート取る予定か。

【内山委員】

UR についても検討する。

【松尾会長】

他にあるか。

～他なし～

各部会長については、この全体会や月1回の部会活動以外にも毎月運営会議にも参加いただき、6月から各部会からの報告、意見等聞きながら調整や修正を図り、本日を迎えている点も併せて報告させていただく。各部会からの報告は以上とする。

(2)協議会設置要綱改正について

【松尾会長】

日程の2に移る。事務局より説明をお願いする。

【事務局】

習志野市障がい者地域共生協議会に設置要綱がある。資料2として、新旧表を配布している。会議招集、書面開催の件について、改正することの案である。要綱の第7条が改正となる。以上が要綱改正案の内容である。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか

～なし～

事務局の説明のとおり、設置要綱を改正することについて、意義はあるか。

～異議なし～

異議なしと認める。日程第2については、要綱を改正することで決定した。

(3) 会議録署名人について

【松尾会長】

次に、日程第3に進む。事務局より説明をお願いする。

【事務局】

『習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針』で、会議録の作成、会議録の公開、会議署名人を指名することとなっている。これまでは、会議の署名を行っていませんでしたので、会議録署名人を定めたい。運営会議において、会長、副会長、各部会長の中で2名ずつ輪番制とさせていただきたい。会議録については、事務局で作成をし、委員に確認をいただき、会議署名人の署名をいただいた後、ホームページへ公表、情報公開コーナーで閲覧できることとなる。以上が議事録署名人の内容である。

【松尾会長】

事務局からの説明に異議あるか。

～異議なし～

異議なしと認める。それでは、会議録署名人は運営会議委員が輪番制で努めることに決定した。本日の会議については、会長、副会長が会議録署名人を務めることとする。

(4) 重症心身障がい児者・医療的ケア児者実態調査について

【松尾会長】

日程第4について、地域生活支援部会より報告をお願いする。

【畠山委員】

実態調査について、市町村の医療的ケア児等地域支援体制づくりのバックアップ事業として、千葉県が医療的ケア児等地域支援体制構築事業を実施する件で、習志野市へも市長宛てに通知があった。今後は習志野市と協議会で一緒に協力していくが、市が中心として実態調査を行う。医療的ケア児等地域支援体制構築事業の内容について、今年の対象市町村は、成田市、香取圏域、習志野市である。事業の目的は、一つ目が市町村における医療的ケア児等の協議の場の設置・促進、既存の協議の場の活性化。二つ目が、設置の過程、検討結果や実績をまとめ、市町村が活用できるようにモデル化するという内容である。習志野市と地域生活支援部会で取り組む内容として、実態調査の概要としては、平成30年に千葉県が千葉リハビリテーションセ

ンターに委託し、重症心身障がい児者・医療的ケア児者の人数や当事者のニーズを把握するために実態調査を実施している。今年度に関しては、平成30年に実施した実態調査をベースに市町村が主体となり、調査を実施、千葉県の本事業の委託先である千葉リハビリテーションセンターと協力しながら、部会と市で内容や配布方法を検討している。設問内容としては、災害時に関する質問項目を加え、より当事者ニーズの把握につながると思われる、また生活地域の現状把握をするために、可能な限り多くの人から回答を集めたいため、相談支援専門員や特別支援学校、障害福祉サービス事業所等に協力いただき配布している。今現在、アンケートの配布をしており、締め切りが、11月30日で12月1日号の広報で回答がまだ済んでいない人へ回答の呼びかけを掲載する予定。各事業所にもアンケートの提出を促してもらうこともある。市で取りまとめし、未提出者の配布先事業所に回答を促進してもらう依頼がある予定、その際は協力賜りたい。実態調査の結果を受けて、その後行う予定のものとして、調査結果から災害時の支援体制の構築。日常生活用具等を含めた協議をしていく。医療的ケア児等防災マニュアルの作成と配布も考えていく。地域の実情に応じた医療的ケア児等の支援システムの構築に向けた検討、医療機関また基幹との連携、役割分担、支援システムの構築に向けた検討を行っていく。その他医療的ケア児のコーディネーターとして、実態調査の内容を踏まえて考えていく。

【松尾会長】

ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

【内山委員】

高等部を卒業した医療的ケア児者等の重度の障がい者が通う施設が習志野市内にないことが大きな課題。この調査で実態がよくわかると思うので、高等部を卒業した医療的ケア児者等が遠くの施設に入所するのではなく、習志野市内に住み続け、かつ施設に通所できるような社会資源の開発、誘致をぜひ進めていただきたい。

【景山委員】

本日の地域生活支援部会においても、この部会として卒後の進路や参加の場については、具体的なものをきちんと立ち上げられるよう進めていきたいと話をした。例えば、実際に事業を始めた船橋の事業所である『てるてるぼうず』を呼ぶことや、事業を始める際の課題点を生活介護の事業所に集ってもらい、具体的に相談を伺いつつ、習志野市の協力も加えて、検討していければと思っている。この部会だけではなく、他の部会の皆様にも御協力いただきたい。

アンケートについては、明後日の相談支援事業所情報交換会で協力を賜りたい。

【福田副会長】

明後日の情報交換会の際に、アンケート用紙を持参し、現物を示していただけると、よりわかりやすいので、お願いしたい。

【松尾会長】

他に質問や意見はあるか。

～他なし～

(5) 習志野市障がい福祉計画及び習志野市障がい児福祉計画について

【松尾会長】

日程第5について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料3及び資料4を用意いただきたい。まず、各委員におかれては、計画について、時間を取り、様々な議論や意見を頂戴し、深く感謝する。意見について、まとめたものが資料3に記載している。委員の意見により内容を変更したものがある。項目が多いため、全ての説明は割愛するが、11月5日の運営会議でも変更点を報告させてもらった。一例として、『障がいのある子の支援の提供体制の整備等』について、相談支援部会からの意見を受け、ライフサポートファイルの活用の推進について、関係する機関の連携の強化を図る旨追記した。また、ライフサポートファイルについて、広く周知を図るため、ライフサポートファイルの説明を追記する等、いただいた意見を受けて修正を図った。また、修正した内容について、各部会で検討していただき、11月20日を目途に各部会事務局まで意見をお願いしたい。その後精査し、12月4日の運営会議で報告させていただくので、よろしくお願いしたい。

計画8頁に掲載する(1)成果目標と活動指標の体系図、(2)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系図については、現在作成中である。現時点でのイメージを計画の最終頁に資料で配布している。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

～なし～

各委員においては、ぜひ目を通し、今月の部会等で意見を挙げていただければと思う。

(6) 地域生活支援拠点について

【松尾会長】

日程第6について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料5習志野市の地域生活支援拠点等の整備（案）に基づき説明させていただきます。

はじめに、「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がい者が安心して地域で暮らし続けられるよう、関係機関が連携し、居住支援を含めた様々な支援を提供し、障がいの生活を地域全体で支える体制を構築することである。

まず、「1. 計画の位置づけ」をご覧ください。地域生活支援拠点等の整備は、国が示している「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、各自治体等において取り組むこととしているものである。本市においても、この指針に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画期間である「第5期習志野市障がい福祉計画」において、令和2年度に整備することとしている。

次に「2. 地域生活支援拠点等の整備の目的」をご覧ください。整備の目的としては、障がい者等の重度化・高齢化に伴う「親亡き後」に備えるとともに、地域への移行を進めるため、重度の障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態への対応を図るためのものである。

具体的には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施や短期入所等の活用により、地域において生活する上で、安心感を担保する機能を備えること、②体験する機会の提供を通じて、施設や親元から、グループホームや一人暮らし等の生活の場への移行をやすくする体制を整備する等である。

「3. 近隣市の状況」は、国の基本方針において、令和2年度までの整備とされていたことから、令和2年度設置の自治体が多くなっている。

「4. 整備手法」としては、①5つの機能を1つの施設に付加した「多機能拠点整備型」、②地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備である「面的整備型」の2つの方法がある。

本市は、相談支援事業所、短期入所やグループホーム、その他の障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源があるため、既存の事業所の機能を活かしつつ、一部の足りない機能を加える、「面的整備型」での整備が望ましいと考えている。

「5. 拠点等の必要な機能」をご覧ください。地域生活支援拠点は、原則5つの機能を備えること基本とし、地域の実情を踏まえて、必要な機能を市で判断し、整

備を行うこととされている。その5つの機能は、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりである。

本市においては、現在、①相談については、指定特定相談支援事業所及び委託相談事業所及び障がい福祉課が、②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場については、グループホームふれ愛やもくせい園、やまぶき園が、⑤地域の体制づくりについては、地域共生協議会が担っている。

面的整備については、①相談の充実・強化、④専門的人材の確保・育成 ⑤地域の体制づくりの強化が必要であると考えており、これらについては、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を新たに設置し、障がい福祉課や地域共生協議会等と連携のもと、地域生活支援拠点の整備を進めてまいりたいと考えている。

基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別にかかわらず相談に対応し、援助等を総合的に行うことを目的とするものである。また、市内の社会資源・サービスの状況把握や、緊急時対応やマネジメント、関係機関との連携など、地域生活支援拠点における、中核的な機関としてのコーディネーターの役割を担うこととなる。

本市では、すでに前回の計画である第4期障がい福祉計画から基幹相談支援センターの設置について記載し、第5期障がい福祉計画においては、令和2年度設置としているが、令和3年度設置に向けて、現在検討を重ねている。

また、地域生活支援拠点の整備は、各自治体の判断によるものとされているが、地域共生協議会の合意をもって整備がなされたと判断したいと考えている。

本日は、簡単な概要案のみとなりますが、次回2月の第3回の全体会では、基幹相談支援センターの設置を含め、地域生活支援拠点の具体的内容について、議題に挙げさせていただく予定である。

次に、これらの体制をイメージ図にしたものが、資料の図である。障がい福祉課については、引き続き、相談支援を行うとともに、共生協議会の事務局機能を担っていく。このほか、平成25年度から開始しております虐待防止センターの業務、平成28年度からの差別解消法に基づく相談、成年後見制度による支援、障害福祉サービスの利用のための障がい区分の認定や支給決定業務等は引き続き行っていくので、基幹相談支援センターとの両輪で相談支援を担っている体制と考えている。

障がい福祉課の業務については、サービスの充実とともに、利用件数も伸びている。支給決定件数についても、平成27年度には、成人・児童併せて1,114件であったものが、令和元年度では、2,041件と、1.8倍になっている。1ケースワーカー当たりの

件数としては、227 件ほどである。

また、虐待防止センターとしての対応、差別解消法に基づく相談もあることから、基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点の整備は必要であると考えている。

なお、地域生活支援拠点の整備後は、その機能の充実のため、少なくとも年に1回運用状況を検証・検討することが必要となる。その際には、地域共生協議会にて運用状況の検証をお願いすることとなるので、協力をお願いしたい。

【福田副会長】

地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターについて、必要だと思う。ただし、必要性の度合いをしっかりと検証していかないといけないと思う。地域生活支援拠点での緊急対応は、今実際にサービスにつなげていない人をどう対応するかが主眼になってくると思う。それに関しては、医療的ケア児者同様、実態調査が必要かと思う。今現在、グループホームにしてもショートステイにしても、緊急対応が難しい状況にある中で、それまで全くサービスでつなげていない人を緊急で受け入れることをどうクリアしていけばいいか、検討する必要があると思う。特に軽度の知的の障がいの方はほとんどの人がどこにもサービスでつなげていない。このサービスにつなげていない状況をどうサービスにつなげていくかということからでないと、なかなか難しい問題があると思う。それを相談支援事業所がどのようにできるかも難しい問題かと思う。うまく機能させるにはどのようにしたらよいか、というところから始めていければよいかと思う。

【内山委員】

拠点コーディネーターは、緊急時対応のコーディネートで、計画相談支援事業所はこれまでサービスでつなげていないケースと初めて出会って動くということになると、今の市の体制としては、委託が動いた方がよいのではないかと。現在、計画相談支援事業所は手いっぱい、セルフプランが続いている状況で、拠点コーディネーターを依頼すると、全く知らない人のアセスメントから行う必要がある。

また、グループホームの横にショートステイを持っていてもそこを空所にしておくと、運営ができなくなるので、できるだけ定期に人を入れている現状がある。ショートステイは現在どこもいっぱいだが、緊急時のために空所を確保しておかないといけないと思う。ただ、事業所にとっては、空所の分が赤字になってしまうので、空所の補填分を何らかの形でしていかないといけないと思う。併せて空所確保の補助金等の整備もしていかないと、拠点事業は成立しないと考えている。

【景山委員】

今後部会でも検討とあるが、面的整備型を想定というところを覆すこともできるのか。重症心身障がい児者・医療的ケア児者の立場からすると緊急時の受け入れ先が今現在習志野市内にはない状況で、何かあった際に受け入れ・連携だけでは済まされないと思う。せつかく作るからには、来年度中にできなくても、例えば柏市が行っている多機能型拠点と面的整備型の併用で、緊急時に診療所機能を付けた入所先を作るような取り組みをしていただければありがたい。横浜市は市の福祉手当を全部拠点到に充て、重症心身障がい児者だけではなく、知的障がい者や身体障がい者も診療所及び短期入所も使える拠点を市に6つ作っている。今現在、既存のところにも人的配置で強化する等しながら、そのようなものを一つでも習志野市に作ることも検討してもらう余地があればよいと思っている。柏市の多機能型拠点は、横浜市と同じように医療的ケア児者であっても重症心身障がい児者であっても、身体障がい者でも知的障がい者でも診てもらえるところがすでにあるので、そのような市を参考にしながら良いものを作っていただきたいと思う。

【松尾会長】

近年、障がいのある人の親の高齢化が進み急逝し、行き場を失ってしまい、その後どうしたらよいかというケースも増えてきている。ぜひとも市と協議会で協力をしながらよい方向にもっていかれたらよいと思う。

(7)「差別解消支援地域協議会」について

【松尾会長】

日程第7について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

7月の全体会で説明した「障がいのある人への差別の実態把握調査」については、当初、本日の全体会で、アンケート結果を示す予定であったが、集計内容について、現在精査中であり、2月の全体会で示す予定である。

このアンケートは、昨年度、千葉県職員を講師に招き、障害者差別解消法についての研修を行い、市の事例紹介等を行った際に、まずは、現状を把握することが必要ではないかということから、実施したものである。7月の全体会では、このアンケート調査結果を基に、差別を解消するために必要な取り組みの検討を行う予定との説明をした。この結果については、冊子及び概要版を作成し、概要版を配布する予定で考えている。

今後の方向性については、習志野市差別解消支援協議会の役割について作成を

することを考えている。資料6「差別解消支援協議会について」は、8月の運営協議会で配布した資料である。内容は、協議会の法的な位置付け、実施内容、また裏面が相談に対するフローチャートとなっている。相談のフローチャートは、市が受けた、差別の相談案件についての流れになっている。

資料7で、習志野市差別解消支援地域協議会(案)として、今後の取り組みの案を示している。これは、内閣府が出している、「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」に基づき作成している。この内容に、アンケート結果を反映し、今後の取り組みとしようと考えている。裏の2ページ目には、平成31年度、令和元年度、令和2年度の検討内容について記載をしている。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見あるか。

【武井委員】

資料7の2. 施策内容で、平成30年度実施した商店街コミュニケーションツール配布事業はどのようなことを実施したのか。

【事務局】

大久保商店街及び谷津商店街協力のもと、約25店舗に指差しで意思を伝えるコミュニケーションボード、筆談器、コミュニケーション絵本の三点セットを設置し、障がいのある人が来た際に、活用していただく事業である。これは試験事業として実施し、1か月の試験期間を設け、設置してもらった結果を店舗から伺った。

【武井委員】

今、国がGoTo商店街キャンペーンを募集しており、習志野市内の商店街もいくつか応募して12月あたりから始められるところが出てくる。そのため、まだ在庫があるようであれば、今年度もコミュニケーションボードを配布してもらえたらよいと思う。

【内山委員】

商店街コミュニケーションツール配布の試験事業で、25店舗検証した結果及びその結果を今後どのように進めていくものであったか教えてほしい。

【事務局】

試験事業の結果について、一つ分かったことは、障がいのある人は家族や支援者と来店されることが多く、店舗の人と障がいのある人が直接コミュニケーションを取る機会が少なく、コミュニケーションボードも利用する機会がなかったという意見があった。また、利用してもらった店舗では、聴覚障がいの人が来店した際に、コミュニケーションボードを使ったことでコミュニケーションが取れた体験もあった。また、協力いた

だけの店舗にはステッカーを配布しており、ステッカーについて、障がい者団体にも趣旨を伝えていたため、そのステッカーを見て、店舗に入店することを決めたという話もあった。効果はあったが、なかなか機会がないことが結果として出た。支援者がいなくてもまちに出て、商店街に自由に入り不安なくコミュニケーションが取れるにはどのようにしたらよいか、具体的な次の事業はまだ実施には至っていない。

【内山委員】

コミュニケーションツールがなくても、コミュニケーションが取れるのであれば、「障がいに配慮できるお店」というステッカーを店舗に貼り、またホームページに掲載する等してはどうか。例えば、『スロープがなくても車いすの人も入れます』というような趣旨でもよいと思うので、今ある店舗で障がいに理解を示してもらう味方を増やすような作戦が見つかると思う。

【事務局】

平成30年度に試験事業として実施はしたが、現在もステッカーやコミュニケーションボードはあり、ホームページでも協力店舗を掲載している。今年度も1店舗申し込みいただき、コミュニケーションボードとステッカーを配布させていただいた。今後も協力店舗を拡充していければと考えている。

【福田副会長】

継続が大事であると思っている。最近バスでは「コミュニケーションボードあります」や「筆談できます」と記載してあるところが多い。そうすると、安心して乗降できる。ないのが当たり前からあるのが当たり前になってくると、ヘルパーと一緒に行く必要がなくなる可能性がある。商工会議所も巻き込み、いろいろな工夫ができると素敵な習志野市になると思う。

【松尾会長】

障がいのある人もこのような取り組みを知ることが大事である。そうすることで、障がいのある人と店舗双方にとってよいと結果になると思う。

(8)その他

【事務局】

一点目は、次回全体会、研修会の実施についてである。10月の運営会議で、今年度の研修会について検討がなされ、防災のこと、福祉避難所に関することなどの疑問点について意見があった。その中で、危機管理課職員に30分程度講演を行ってもらうのはどうかとの意見があり、危機管理課職員に講師を承諾してもらうことができた。

実施時期については、2月の全体会の中で実施することで、11月の運営会議で、報告した。研修内容のテーマが決まっていないため、参考とさせていただきたく、防災に関する事で聞きたいことを、11月の部会、または11月部会が終了している部会については、各部会事務局までお願いしたい。

二点目は、2月の全体会の日程についてである。2月19日午後1時半から、1階会議室で予定している。資料8として、スケジュールを配布したので、確認いただくようお願いしたい。内容としては、各部会からの報告、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の報告、差別解消支援地域協議会、休憩を設けて研修会を予定している。出席のほど、よろしくお願いしたい。

(9)閉会

【松尾会長】

本日の日程は、以上となる。これをもって、令和2年度第2回習志野市地域共生協議会全体会を閉会する。